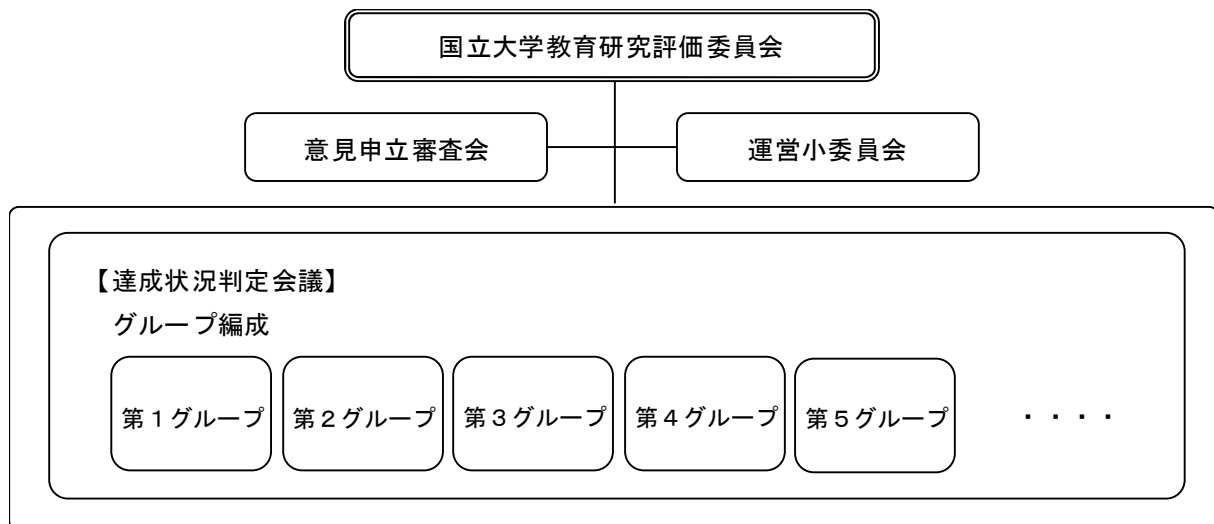


第3部 中期目標期間終了時評価の実施体制、プロセス、方法

この部では、中期目標期間終了時評価を実施するための体制、プロセス、方法について説明します。

第1章 実施体制

中期目標期間終了時評価の実施に当たっては、4年目終了時評価と同様に、以下のとおり国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる評価委員会を設置します。この評価委員会の下に、具体的な評価を実施するために、達成状況判定会議を編成します。



(1) 国立大学教育研究評価委員会

- ① 教育研究評価の基本的方針を定め、その実施に必要な具体的内容、方法等を審議・決定します。
- ② 具体的な評価を実施するために、達成状況判定会議を編成します。
- ③ 書面調査等の評価作業全般を総括するとともに、達成状況判定会議が作成する評価報告書（原案）、対象国立大学法人等からの意見の申立てへの対応等について、審議・決定します。
- ④ 評価に当たって、グループ間の調整を行う必要が生じた場合には、評価委員会に運営小委員会を設置し、随時協議を行った上で、統一的な見解のもとに評価を実施します。運営小委員会は、評価委員会委員長が指名する評価委員会委員及び専門委員で構成します。

(2) 達成状況判定会議

- ① 達成状況判定会議は、書面調査により中期目標の達成状況の評価を実施し、必要に応じて、国立大学法人等への問い合わせを行います。この調査結果に基づき評価結果（原案）を作成し、評価報告書（原案）として評価委員会に提出します。
- ② 達成状況判定会議は、評価委員会委員及び専門委員によって構成します。具体的な評価を実施するために、会議内に対象国立大学法人等の状況に応じた8つのグループを編成します。グループリーダー及びサブリーダーは、当該グループにおける意見の取りまとめ、グループ内及び評価委員会との連絡調整を行います。
- ③ 各グループ間の調整は、必要に応じて、評価委員会に設置された運営小委員会で行います。

(3) 意見申立審査会

評価結果の内容に対して、国立大学法人等からの意見の申立てがあった場合には、評価委員会に意見申立審査会を設置し、審議を行います。意見申立審査会は、評価委員会委員長が指名する評価委員会委員及び専門委員で構成します。

第2章 評価のプロセス、評価の方法

この章では、中期目標期間終了時評価における、評価委員会並びにその下に設置された達成状況判定会議の作業プロセスや、中期目標の達成状況評価の作業内容・方法について説明します。

1 評価のプロセス

評価作業の全体のながれは、27頁「評価のプロセス（全体像）」のとおりです。

達成状況評価のプロセスについては、基本的に4年目終了時評価と同様に行いますが、次の手順で実施します。

(1) 書面調査の実施

- ① 各グループは、国立大学法人等から提出された達成状況報告書を調査・分析することにより書面調査を実施し、達成状況の評価結果（素案）を作成します。
- ② 書面調査では、国立大学法人等の中期目標の項目に沿って、中期計画の実施状況を分析し、「教育に関する目標」及び「研究に関する目標」等それぞれについて達成状況を総合的に判断します。（中期目標の構成は17頁参照）

(2) 国立大学法人等への確認事項の問い合わせ

各グループは、書面調査での調査・分析結果を取りまとめる際、不明な点の確認のために、必要に応じて、国立大学法人等へ問い合わせを実施します。

なお、評価委員会が必要と認める場合には、各グループは、書面調査では確認できなかった事項等の調査のために、ヒアリング（訪問調査を含む）を実施します。

(3) 達成状況の評価結果（原案）の作成

各グループは、国立大学法人等への問い合わせに対する回答を基に、達成状況の評価結果（素案）を修正した達成状況の評価結果（原案）を作成します。

(4) 評価報告書（原案）の作成

達成状況判定会議は、達成状況の評価結果（原案）を基に評価報告書（原案）を作成し、評価委員会に提出します。

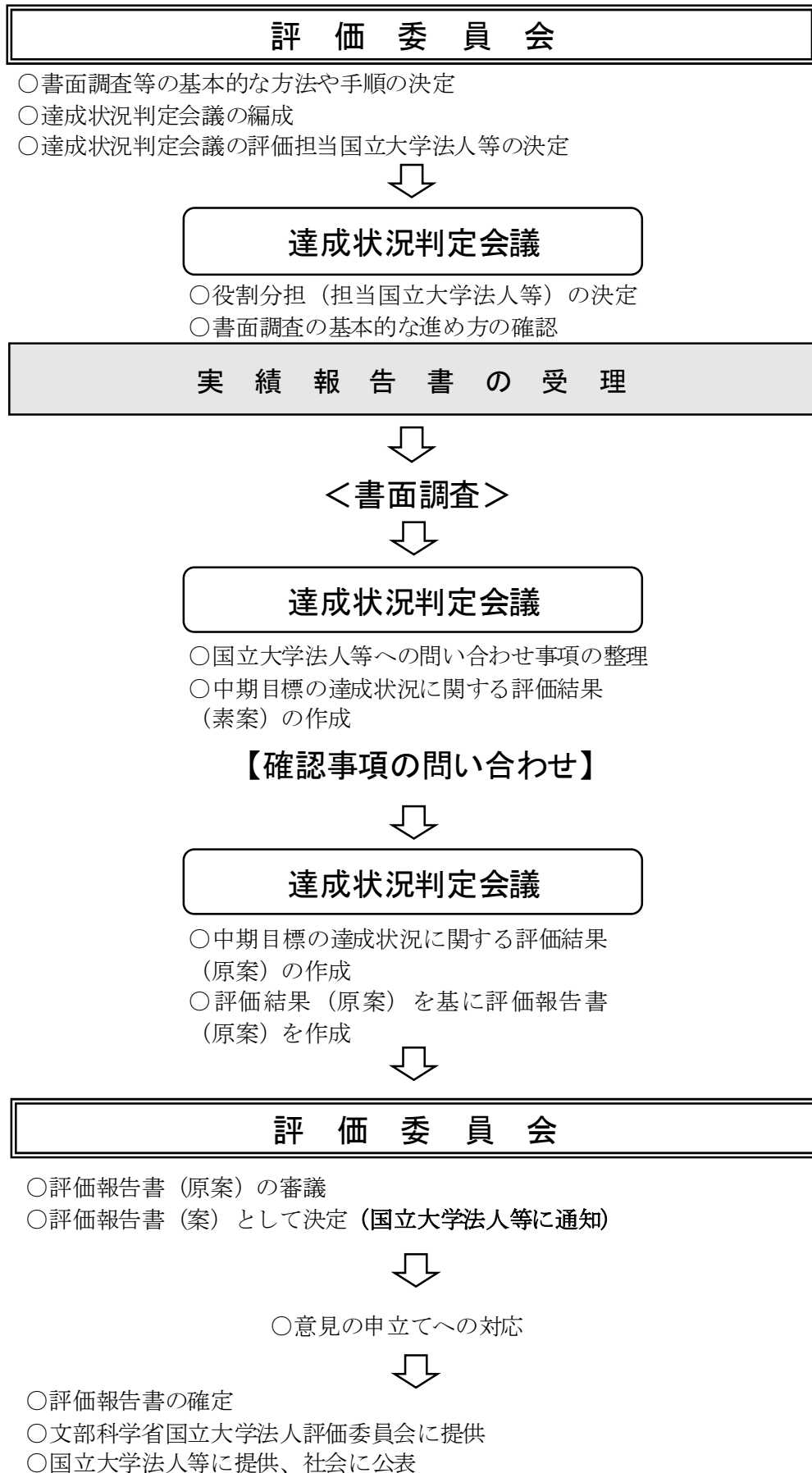
(5) 評価報告書（案）の決定

評価委員会は、達成状況判定会議から提出された評価報告書（原案）を審議し、評価報告書（案）として決定します。

(6) 意見の申立て

評価報告書を確定する前に、評価報告書（案）を国立大学法人等に通知し、その内容に対する意見の申立ての機会を設けます。申立てがあった場合には、再度、審議の上で、評価報告書を確定します。審議に当たっては、評価委員会の下に意見申立審査会を設け、必要に応じて、当該国立大学法人等の評価を担当したグループの意見を聴取します。

【評価のプロセス（全体像）】



2 評価の方法

中期目標期間終了時評価については、基本的に4年目終了時評価と同様に行いますが、4年目終了時評価との作業の重複を避けるため、以下のとおり実施します。

(1) 書面調査

書面調査は、達成状況判定会議を構成する各グループが実施します。国立大学法人等から提出された達成状況報告書及び教育研究活動に関連する様々なデータを基に、4年目終了時評価結果を参照の上、以下の手順で中期計画の実施状況、小項目ごとの達成状況、中項目ごとの達成状況の調査・分析を行います。

① 中期計画ごとの実施状況の分析

達成状況報告書には、国立大学法人等が4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した中期計画ごとに、2020年度、2021年度の具体的な実施状況及び判定の結果等が記述されています。また、4年目終了時評価結果において「改善を要する点」として指摘した事項に対する改善状況（以下「改善を要する点」の改善状況」という。）が記述されています。

評価者は、中期計画の取組や活動、成果の内容等がどのような状況にあるのか分析し、以下の区分により判定（3段階）を行います。また、「改善を要する点」の改善状況を分析します。

中期計画の段階判定の区分表

判定を示す記述	判断する考え方
中期計画を実施し、優れた実績を上げている	取組や活動、成果の内容からみて、中期計画を実施し、かつ、優れた実績を上げていると判断される場合
中期計画を実施している	取組や活動、成果の内容からみて、中期計画を実施していると判断される場合
中期計画を十分に実施しているとはいえない	取組や活動、成果の内容からみて、中期計画を十分に実施していない、または、中期計画を実施しているか判断できない場合

② 中期目標（小項目）ごとの達成状況の分析

評価者は、上記「中期計画ごとの実施状況の分析」に基づいて、中期目標（小項目）ごとに以下の区分により判定（5段階）を行います。また、「優れた点」等の特記事項をとりまとめます。（「優れた点」等の特記事項の内容を含む「評価に当たっての留意事項」については21頁参照）

小項目の段階判定の区分表

判定を示す記述	判断する考え方
中期目標を達成し、特筆すべき実績を上げている	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標を達成し、かつ、特筆すべき実績を上げていると判断される場合
中期目標を達成し、優れた実績を上げている	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標を達成し、かつ、優れた実績を上げていると判断される場合
中期目標を達成している	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標を達成していると判断される場合
中期目標を十分に達成しているとはいえない	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標を十分に達成しているとはいえないと判断される場合
中期目標を達成していない	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標を達成していないと判断される場合

③ 中期目標（中項目）ごとの達成状況の分析

評価者は、上記「中期計画ごとの実施状況の分析」及び「中期目標（小項目）ごとの達成状況の分析」に基づいて、中期目標（中項目）ごとに以下の区分により判定（6段階）を行います。また、書面調査による分析結果を作成します。

中項目の段階判定の区分表

判定を示す記述	判断する考え方
中期目標を上回る顕著な成果が得られている	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標を上回る顕著な成果が得られていると判断される場合
中期目標を上回る成果が得られている	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標を上回る成果が得られていると判断される場合
中期目標を達成している	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標を達成していると判断される場合
中期目標をおおむね達成している	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標をおおむね達成していると判断される場合
中期目標の達成状況が不十分である	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成状況が不十分であると判断される場合
中期目標を達成しておらず重大な改善事項がある	重大な改善が望まれる事項がある場合であって、評価委員会が特に認めた場合

(2) 国立大学法人等へ確認事項の問い合わせ

判定に当たって、根拠となる資料・データが不足していたり、記述に不明瞭な部分があり分析ができないなど不明な点が生じた場合、必要に応じて、国立大学法人等へ問い合わせを行います。

(3) 評価結果（原案）

各グループは、前述の書面調査等に基づいて、分析結果について審議・検討した上で評価結果（原案）を作成します。評価結果（原案）の構成及び記述内容は、次のとおりです。

① 中期目標（大項目）の評価結果（原案）

各グループが作成する評価結果（原案）は、「教育に関する目標」、「研究に関する目標」等の目標（大項目）ごとに以下の評価区分により段階式（6段階）で評価結果を示すとともに、その結果を導いた理由を記述します。

大項目の段階判定の区分表

判定を示す記述	判断する考え方
中期目標を上回る顕著な成果が得られている	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標を上回る顕著な成果が得られていると判断される場合
中期目標を上回る成果が得られている	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標を上回る成果が得られていると判断される場合
中期目標を達成している	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標を達成していると判断される場合
中期目標をおおむね達成している	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標をおおむね達成していると判断される場合
中期目標の達成状況が不十分である	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成状況が不十分であると判断される場合
中期目標を達成しておらず重大な改善事項がある	重大な改善が望まれる事項がある場合であって、評価委員会が特に認めた場合

② 中期目標（中項目）ごとの評価結果（原案）

「教育に関する目標」、「研究に関する目標」等のそれぞれの目標（大項目）を構成する中期目標（中項目）ごとに、上記(1)の「段階判定の区分表」により段階式（6段階）で評価結果を示すとともに、その結果を導いた理由を記述します。

(4) 評価報告書（原案）の作成

各グループで作成された「評価結果（原案）」を基に、「評価報告書（原案）」を作成します。この「評価報告書（原案）」は評価委員会に提出されます。

(5) 評価報告書の決定

- ① 達成状況判定会議から提出された評価報告書（原案）は、評価委員会での審議を経て評価報告書（案）として決定します。評価委員会は、この評価報告書（案）を国立大学法人等に通知します。
- ② 国立大学法人等は、機構から通知された評価報告書（案）に対して、意見の申立てを行うことができます。
- ③ 評価報告書（案）に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会において、再度、審議を行った上で、評価報告書を確定します。審議に当たっては、評価委員会の下に意見申立審査会を設け、必要に応じて、当該国立大学法人等の評価を担当したグループの意見を聴取します。
- ④ 評価委員会が作成する評価報告書は次のとおりです。
 - ・ 中期目標の達成状況に関する評価結果（達成状況の段階判定結果、判断理由、「優れた点」等の特記事項、「改善を要する点」の改善状況）
 - ・ 意見の申立ての内容及び評価委員会の判断（意見の申立てがあった場合のみ）